改訂意匠審査基準 (案)

「一意匠一出願」関連部分

第5部 一意匠一出願

1. 概要

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定している。具体的な手続は意匠法施行規則に委ねており、同規則においては、複数の意匠に係る出願を一つの願書で行う手続を認めつつ、それぞれの出願には一つの意匠のみを含めること(一意匠一出願)を定めている。

一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものである。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。

審査官は、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かを判断するにあたり、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の欄の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を明確に認識できる場合は、この要件を満たしたものと判断する。

2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 二以上の物品等を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面等において二以上の物品等を表した場合 (数個の物品を配列したものの場合を含む。)

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

(3) 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」 が含まれている場合

2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品等が複数の構成物により表されている場合、審査官は出願された意匠が二以上の物品等に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

- (1) 二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方
 - ① 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、審査官は一の物品であると判断する。
 - ② 当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、審査官は、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

 - (イ) 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合
 - ③ 複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合は、審査官は二以上の物品と判断する。

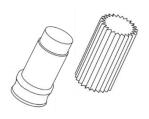
ただし、社会通念上一体的に流通がなされうるものであり、かつ、全ての構成物が形態上形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、審査官は、一の物品であると判断する。

(2) 一の物品等と判断するものの例

【事例1】「容器付き固形のり」



【蓋を外した状態の斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※一般に固形のりを手につかないように塗布したり、乾燥することを避け保管したりするためには容器に入れることが必要であり、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められることから、審査官は一の物品と判断する。

【事例2】「トランプ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの13枚4組(1~10の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の13枚からなる)にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、審査官は一の物品と判断する。

【事例3】「容器付きゼリー」



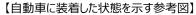


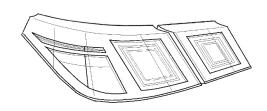
※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

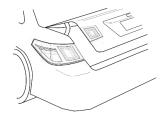
※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の要素 及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複数色からなるゼ リーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するととも に、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮し、審査官は一の物品と判断する。

【事例4】「乗用自動車用尾灯」







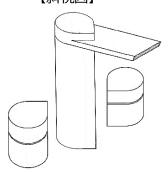


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているも のであるが、社会通念上これら2つの部品を一のまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも 自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、審査官は一の物品と判断する。

【事例5】「湯水混合水栓」

【斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているが、社会通念上これらの3つの部品 が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすた めに必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされていることから、審査官は一の物品と判断 する。

【事例6】「歯磨き粉、包装用容器付き歯ブラシ」

【正面図】

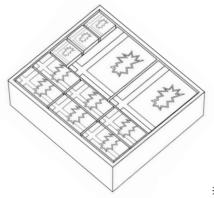


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※歯ブラシに加えて、歯磨き粉及び包装用容器が表されているが、歯磨き粉及び包装用容器は、歯ブラシと社会通念上一体的に流通がなされるものであり、かつ、全ての構成物が形態上形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取扱う。

【事例7】「詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器」

【斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※複数の構成物が表されているが、社会通念上一体的に流通がなされるものであり、かつ、全ての構成物が形態上形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は、一の物品であると判断することから、審査官は一の物品として取扱う。

(3) 二以上の物品等と判断するものの例

【事例1】「コップ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップ全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないことから、審査官は二以上の物品と判断する。

2.2 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

物品等の部分について意匠登録を受けようとする出願において、一の物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、原則、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

しかしながら、審査官は出願された意匠が以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離 した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱 う。

- (1) 形態的形状等のな一体性がある場合
- (2)機能的な一体性がある場合
- (3) ある用途及び機能を果たすための部分や、<mark>形態的な形状等の</mark>まとまりを有する部分を 「その他の部分」としたものである場合
- (4) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

2.2.1 形態的な形状等の一体性がある場合

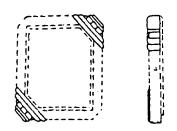
審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態形状等や、一組となる形態形状等のように、関連性をもって創作されるものについては、形態的な形状等の一体性があると判断し、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

【事例】「ティーシャツ」



【事例】「腕時計用側」



2.2.2 機能的な一体性がある場合

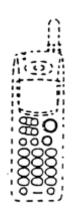
審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性があると判断し、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

【事例】「理容用はさみ」



【事例】「携帯電話」

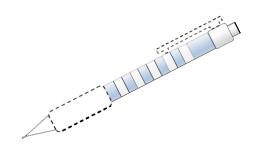


2.2.3 ある用途及び機能を果たすための部分や、<mark>形態的な形状等の</mark>まとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれる場合であっても、ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的な形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合は、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

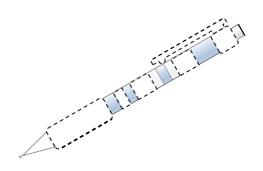
【事例】「シャープペンシル」



他方、意匠登録を受けようとする部分が物理的に多数分離し、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る一の意匠としてのまとまりがないものについては、審査官は一意匠として取り扱わない。

二以上の意匠と判断するものの例

【事例】「シャープペンシル」

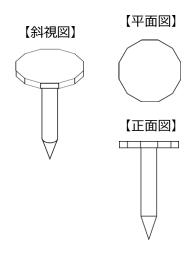


2.2.4 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物 理的に分離した状態で表れたものである場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれる場合であ っても、開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物 理的に分離した状態で表れたにすぎないものである場合、一意匠として取り扱う。

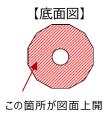
一意匠と判断するものの例

【事例】「くぎ」



意匠に係る物品の説明: なし

意匠の説明:背面図、右側面図、及び左側面図は 正面図と同一につき、省略する。



示されていない

底面図の提出が無く、赤色斜 線部は開示がなされていないた め、「意匠登録を受けようとする 部分以外の部分」である。

その結果、くぎの頭部と胴部と は、物理的に分離した二以上の 「意匠登録を受けようとする部 分」として図面上表れるが、この ような場合は、一意匠と判断す る。

3. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断

3.1 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る基本的な考え方

意匠登録を受けようとする意匠は、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものでなければならないこととされている。

審査官は、出願された意匠について、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明である場合や、多数の物品等を含み得るような不明確なものである場合は、この要件を満たしていないと判断する。

審査官は、第6条が願書に記載する事項として規定する「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載で明らかにすることが原則である点に留意しつつも、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かについては、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の記載及び願書に添付された図面等を総合して判断を行う。

3.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例

審査官は、意匠登録出願が、以下に該当する場合は、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものと判断する。

- (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、以下に該当するものの例
 - a 意匠の属する分野において、日本語(国際意匠登録出願の場合は英語)の一般的な名称として使用されていないもの

(例:日本語(国際意匠登録出願の場合は英語)以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したもの。

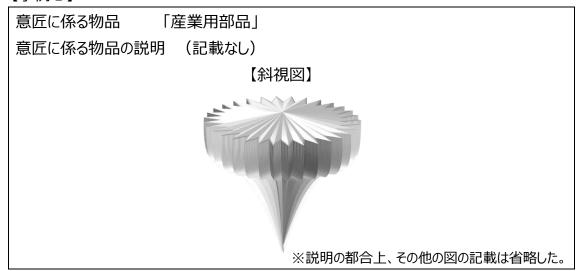
ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記(例、「LED」、「DVD」等)を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。)

b 用途及び機能を何ら認定することができないもの

(例:「物品」、「もの」)

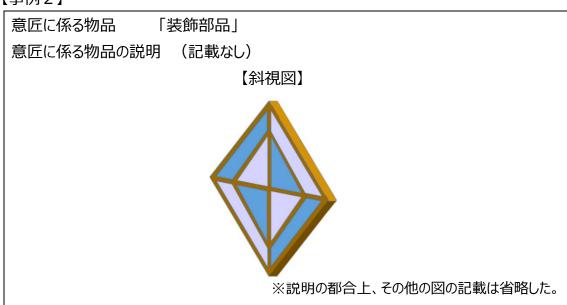
(2) 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

【事例1】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

【事例2】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

【事例3】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

3.3 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例

- (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例 特許庁長官による告示「意匠に係る物品等の例」参照
- (2) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

【事例1】



本事例では、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

【事例2】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

4. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方

4.1 意匠法第3条本文の規定との関係

出願された意匠の、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確である際の、意匠法第7条の拒絶理由と、工業上利用することができる意匠ではないとの意匠法第3条本文の拒絶理由の両方に該当する場合は、審査官は第3条本文の拒絶理由を通知する。